

香美町自立援助訪問型サービス事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する訪問型サービスの事業のうち、香美町介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成28年香美町規則第11号以下「規則」という。）第4条第1号アに規定する、自立援助訪問型サービス事業（以下「自立援助訪問型サービス事業」という。）の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、規則の例によるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費を利用者（自立援助訪問型サービス事業を利用する者をいう。以下同じ。）に代わり自立援助訪問型サービス事業を行う指定事業者（以下「自立援助訪問型サービス事業者」という。）に支払うことにより提供されるサービスをいう。
- (2) 利用料 規則第12条第1項に規定する利用料をいう。
- (3) 常勤換算方法 自立援助訪問型サービス事業者が、自立援助訪問型サービス事業を行う事業所（以下「自立援助訪問型サービス事業所」という。）の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。
- (4) 訪問介護員等 自立援助訪問型サービスの提供に当たる改正法第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者をいう。
- (5) 指定訪問介護事業者 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に

関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。

- (6) 指定介護予防訪問介護事業者 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問事業者をいう。
- (7) 指定訪問介護 指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。
- (8) 指定介護予防訪問介護 旧介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。
- (9) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。
- (10) 指定夜間対応型訪問介護事業所 指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。

（事業の一般原則）

第3条 町が指定事業者として指定する自立援助訪問型サービス事業者は、法人格を有するものでなければならない。

- 2 自立援助訪問型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 自立援助訪問型サービス事業者は、自立援助訪問型サービス事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、町及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（基本方針）

第4条 自立援助訪問型サービス事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄及びその他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持又は改善若しくは要介

護状態となることの予防を目指すものでなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第5条 自立援助訪問型サービス事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。ただし、町長が当該サービスを適正に行うために必要と認められる員数の場合は、この限りでない。

2 自立援助訪問型サービス事業者は、自立援助訪問型サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、自立援助訪問型サービス事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における自立援助訪問型サービス事業及び指定訪問介護の利用者又は自立援助訪問型サービス事業及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら自立援助訪問型サービス事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する自立援助訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所で他の職務に従事することができる。

5 自立援助訪問型サービス事業者が、指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、自立援助訪問型サービス事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 自立援助訪問型サービス事業者は、自立援助訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、自立援助訪問型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第7条 自立援助訪問型サービス事業所には、自立援助訪問型サービスの提供に必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 自立援助訪問型介護事業者が、指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、自立援助訪問型サービス事業と指定訪問介護事業又は指定介護予防訪問介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第8条 サービス提供責任者(第5条第2項のサービス提供責任者をいう。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容及びサービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス個別計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第9条 自立援助訪問型サービス事業者は、自立援助訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第15条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第10条 自立援助訪問型サービス事業者は、正当な理由なく自立援助訪問型サービスの提供を拒んではならない。

(サービスの提供の記録)

第11条 自立援助訪問型サービス事業者は、自立援助訪問型サービスを提供したときは、具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第12条 自立援助訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する自立援助訪問型サービスを提供したときは、利用者から利用料の支払を受けるものとする。

2 自立援助訪問型サービス事業者は、前項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において自立援助訪問型サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第13条 自立援助訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する自立援助訪問型サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する町への通知)

第14条 自立援助訪問型サービス事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに自立援助訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、心身の機能低下を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

第15条 自立援助訪問型サービス事業者は、自立援助訪問型サービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 自立援助訪問型サービス事業の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項
(衛生管理等)

第16条 自立援助訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 自立援助訪問型サービス事業者は、自立援助訪問型サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
(秘密保持等)

第17条 自立援助訪問型サービス事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 自立援助訪問型サービス事業者は、自立援助訪問型サービス事業所の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 自立援助訪問型サービス事業者は、サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定する担当者を招集して行う会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。
(苦情処理)

第18条 自立援助訪問型サービス事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 自立援助訪問型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 自立援助訪問型サービス事業者は、提供した自立援助訪問型サービスに関し、法第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して

町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 自立援助訪問型サービス事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。
- 5 自立援助訪問型サービス事業者は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 自立援助訪問型サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第19条 自立援助訪問型サービス事業者は、利用者に対する自立援助訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 自立援助訪問型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録しなければならない。
- 3 自立援助訪問型サービス事業者は、利用者に対する自立援助訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（記録の整備）

第20条 自立援助訪問型サービス事業者は、自立援助訪問型サービス事業所の従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 自立援助訪問型サービス事業者は、利用者に対する自立援助訪問型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第8条に規定する自立援助訪問型サービス個別計画

- (2) 第11条に規定する提供した具体的なサービスの提供の記録
 - (3) 第14条に規定する町への通知に係る記録
 - (4) 第18条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第19条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録
- (その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。